

南海地震条例関連施策整理票

| | |
|------------|--|
| 関連するテーマ | 揺れから身を守る |
| 施策 | ブロック塀の転倒防止 |
| 時間軸 | 備えの段階 |
| 内容 | ブロック塀の転倒により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難や緊急物資等の輸送を阻害することがないように、通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所では、ブロック塀の転倒防止対策を行う必要がある。 |
| 実施主体、県の役割等 | ブロック塀の所有者は、自らの責任で管理し、適切な転倒防止対策を行う。 |
| 法体系 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法及び建築基準法施行令（第61条及び第62条の8）で、構造安全性の観点から補強コンクリートブロック塀等の基準が定められている。 ・昭和53年の宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令が改正され、昭和56年から補強コンクリートブロック塀の規定に関して安全基準が強化されている。 ・日本建築学会では、建築基準法を補足するものとして「コンクリートブロック塀設計基準」が制定されている。 |
| 取り組み状況 | 業界団体や自治体などでは、ブロック塀を新設する際の建築基準法の遵守や、既設のブロック塀の安全性を点検し、倒壊するおそれがあるものは、転倒防止対策を講じることを、啓発している。 |
| 課題 | <p>建築物に附属するブロック塀等は、建築基準法の規定を受ける建築物であるが、建築確認申請の義務がないため、新しく設置した際に、法令に適合しているかどうかの確認はなされない。</p> <p>かなりのブロック塀が改善を要すると思われるが、その数が非常に多いことと、大部分が個人のものであることから、指導改善は難しい。</p> <p>本当に危険なものは、建築基準法の第9条による措置命令を出すことは、制度上、可能であるが、危険なものすべてにこれらの命令を出すのは事実上困難と考えられる。</p> <p>・ブロック塀は、安易に作られる構造物であるため、施工業者が工務店以外にも多岐に渡っており、業界指導や技術指導なども行き届かない面がある。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の転倒による死者 <ul style="list-style-type: none"> 昭和53年 宮城県沖地震 16人（小学生を含む） 平成17年 福岡県西方沖地震 1人 ・ブロック塀の転倒防止対策として、宮城県では、倒壊等の恐れのある危険なブロック塀等を除去する場合に、その費用の一部を補助している。また、緑化対策として、ブロック塀を除去し、生け垣の植栽に必要な経費を助成している自治体がある。（高知市では、昭和57年に制度を創設したが、利用件数が少ないため、平成16年度で事業を廃止） ・4県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）共同地震・津波県民意識調査では、高知県で、ブロック塀や石塀、門柱などがある家は59.5%。このうち、安全性の点検をした家は、4.6%とわずかである。点検していない理由としては、点検の方法が分からない（25.9%）、点検しなくても安全と思う（22.5%）、対策しても被害は防げないと思う（17.7%）などがあげられている。 ・高知県木造住宅耐震診断事業では、診断時にブロック塀の現状についても耐震診断士から所有者に報告してもらうようにしている。 |